

# 東京都入札監視委員会設置要綱

平成14年3月19日

13財経総第1529号

最終改正 令和3年5月14日

3財経総第157号

(目的)

第1条 東京都が行う入札及び契約手続の公正性・透明性を確保するため、東京都入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事務を行う。

- 一 東京都が行う公共工事にかかる入札及び契約手続等の運用状況等を審議し、その結果を報告するものとし、改善すべき点があれば意見の具申を行う。
- 二 東京都の入札及び契約制度について、財務局長からの依頼に基づき審議し、その結果を報告する。
- 三 東京都が行う公共工事の入札及び契約手続等に係る利害関係者からの苦情申立て（第四号及び第五号に掲げる苦情申立てを除く。）について契約担当者（知事及び公営企業管理者並びにこれらの者からあらかじめ契約に関する事務を処理する権限を委任された者をいう。）の依頼に基づき調査検討及び審議し、その結果を報告する。
- 四 東京都が行う特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約をいう。）の利害関係者からの苦情申立てについて調査検討及び審議し、その結果を報告する。
- 五 東京都が行う指名停止等に係る利害関係者からの苦情申立てについて財務局長及び公営企業管理者の依頼に基づき調査検討及び審議し、その結果を報告する。
- 六 東京都が定める談合情報取扱要綱（平成9年6月1日付9財経総第281号）に基づき設置された談合情報検討委員会の談合情報の処理結果についての報告を受け、手続の妥当性等を審査し、その結果を報告するものとし、改善すべき点があれば意見の具申を行う。

(委員)

第3条 委員会は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審議その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者から知事が委嘱する12名以内の委員で構成する。

2 委員は、委員会及び部会における審議及び調査検討に参加する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 委員は、東京都職員であった者及び建設会社の常勤の役員等特定の建設会社等と密接な関係のある者に委嘱してはならない。

(委員の除斥)

第4条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事案については、議事に加わることができない。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとする場合は、あらかじめ書面等により、審議の日時、場所及び調査検討する内容を委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りでない。

3 委員長が必要と認める場合は、書類の回議をもって会議に替えることができる。

4 委員会の会議は、原則として公開する。ただし、利害関係者に関する個人情報や秘密情報に触れる内容などを取扱う場合は、審議する場合は、委員会の合議により、一部を非公開とすることができる。

5 委員会の開催に当たっては、審議の日時、場所、公開の可否等の情報を事前に公表する。

6 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開催することができない。

7 委員会として意見の具申又は報告を行う場合は、出席した委員の合議で決めるものとする。ただし、第2条第3号から第5号までの議事の議決は別途定めるところによる。

8 感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難な時や効率的な委員会の運営の観点から、委員長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。以下同じ。）を活用した委員会を開催することができる。

9 前項の委員会におけるオンラインによる委員の出席は、第6項及び第7項の出席に含めるものとする。通信障害等により、映像の送受信ができない場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

(部会)

第8条 委員会は、専門的事項に応じて部会を設置することができる。

2 委員会は、第2条第1号から第6号までに定める所掌事項を部会に行わせることができ、その際の部会の意見等をもって委員会における報告、意見の具申とすることができる。

3 部会は、前項の所掌事項について調査検討及び審議を行った場合は、その結果を委員会に報告する。

4 部会は、委員会の指名する委員をもって構成する。

5 部会長については、第6条を準用し、「委員会」を「部会」、「委員長」を「部会長」と読み替えるものとする。

6 部会の開催については、第7条を準用し、「委員会」を「部会」、「委員長」を「部会長」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第9条 委員長及び部会長は、必要があるときは、委員会又は部会に委員以外の者の出席を求め、委員会及び部会はその意見を聴くことができる。

(審議の概要等の作成及び公表)

第10条 委員会及び部会は、審議又は調査検討結果の概要及び議事録を作成し、原則、これを公表する。ただし、個人情報、法人その他の団体又は事業を営む個人に関する情報であつて、公にすることにより当該法人等の競争上、又は事業運営上の地位等が損なわれると認められる部分及び法令等による公開禁止に関する部分は非公表とする。

(委員会等の庶務)

第11条 委員会及び部会の庶務は、財務局経理部総務課で処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年3月19日から施行する。

2 東京都特定調達契約苦情検討委員会設置要綱（平成8年8月8日付、8財経総第579号）は廃止する。

附 則（平成18年7月5日付18財経総第552号）

この要綱は、平成18年7月5日から施行する。

ただし、第2条第5号の改正規定は、別途定める日から施行する。

附 則（平成20年2月14日付19財経総第1496号）

この要綱は、平成20年2月14日から施行する。

附 則（平成22年6月18日付22財経総第358号）

この要綱は、平成22年6月18日から施行する。

附 則（平成22年11月25日付22財経総第1598号）

この要綱は、平成22年11月25日から施行する。

附 則（平成29年7月25日付29財経総第854号）

この要綱は、平成29年7月25日から施行する。

附 則（令和3年5月14日付3財経総第157号）

この要綱は、令和3年5月14日から施行する。